平成２６年（フ）第５６８号
静岡市清水区庵原町121番地の３　レオパレス松花105号、旧住所静岡市清水区高橋５丁目10番９号　コーポ殿屋敷Ｂ棟201号室
債務者　佐藤　芳彰
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７７号
静岡県焼津市東小川３丁目８番52号　太平洋コープ205
債務者　山本　和宏
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９４号
静岡市駿河区西脇1211－１　サンエステートピアＡ103号室、住民票上の住所静岡市葵区弥勒２丁目１番14－４号
債務者　杉山　裕美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１３号
山形県鶴岡市藤浪１丁目82番地１
破産者　株式会社両国屋
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第５号
山形県酒田市入船町５番５号
破産者　有限会社ヨリキ
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第５２５号
千葉県柏市光ケ丘２丁目25番５号、開始決定時の住所千葉県流山市大字鰭ケ崎1596番地の１
破産者　高橋　　進
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８６６６号
大阪市中央区大手前３丁目２番12号大阪府庁別館内
破産者　社団法人大阪府市町村職員互助会
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６７号
大阪市西淀川区中島２丁目13番90号
破産者　関西工業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２１号
大分県別府市大字鶴見2897番地の２
破産者　有限会社お川建設
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２２号
大分県別府市大字鶴見2897番地の２
破産者　有限会社アサヒガーデン
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８０６号
東京都立川市幸町４丁目47番地の34
破産者　小倉　英雅
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３０号
福井市重立町17号25番地の１
破産者　株式会社高志観光バス
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８号
静岡市葵区中町22番地
破産者　斉藤機械器具株式会社
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井1381番地
破産者　丸八紀南かまぼこ企業組合
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第５３号
島根県安来市安来町1293番地　市営糺団地Ａ棟504号
破産者　亡坪内悦次相続財産
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７号
徳島県阿南市福井町大西99番地７
破産者　有限会社柳本物流
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９３１号
北海道恵庭市恵み野西２丁目３番７　ノルビックコート403号
破産者　小松　　高
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部